

新学科「比較文化学科」の開設について

新学科準備室長 教授 金子 博

数年来、市の応援をうけながら全学一丸となって準備を進めてきた新しい学科「比較文化学科」が、平成五年度からようやく開設の運びとなりました。

「比較文化学科」という名称は市民の皆さんにはあまりなじみがないものと思います。それもそのはず、この名称のものは、東京大学や国際基督教大学^{キリスト}の大学院や、外国からの留学生の多いことなどで知られる上智大学にあっただけで、国公立大学では初めての学科なのです。

これと似た、国際文化学科とか、国際関係学科とかいったものは既に全国にいくつかに誕生しています。が、「比較文化学科」もそうしたいわゆる「国際系」の学科のひとつということになります。

私たちは、今まで培ってきた都留文科大文学部の伝統を生かすことができ（これが絶対の条件であり、また制約ともなるわけですが）、さらに時代や社会の新しいニーズに応えられる方向をさまざまに模索してきました。しかもその方向が、国の高等教育計画に添った画期的なものでなければ認め貰えないのです。いろんな論議が学内にもあり、文部省や自治省と

の何十回という折衝の末、ようやく設置にこぎつけたのが「比較文化学科」であるということをご理解いただきたいとおもっています。

「比較文化学科」は、文字通り日本文化、アジア文化、欧米文化を比較研究する学科です。あるいは、そもそも国際化とか、文化や社会を比較するとか、それはどういふことを指しているのかといった、理論そのものを研究・教育する学科です。したがって、「比較文化論」「文化人類学」「日本文化論」「現代アジアの文化と思想」「アメリカ社会論」「現代欧米社会の諸問題」等々、多様な科目を用意して、異文化・社会を客観的、複眼的に把握していこうということになります。

今日の社会の最も特徴的なありようは国際化社会の発展という点にあるのはいうまでもありません。都留のような地方都市にあっても、外国人と接触しないでは一日たりとも過ごせないのが私たちの生活になっていきます。あるいは明治維新の時に匹敵するような転換期にこの国は直面しているのかも知れません。そんな中でさまざまな文化摩擦や、また、民族問題や地球

規模での南北問題や環境問題が起きています。

こうした状況をにらみながら、優れた国際感覚や知識を持ち、国際舞台で活躍できる人材を養成し、広く社会に供給していこうというのが「比較文化学科」の使命ということになります。そのためには、実用的な語学力を身につけさせたり、あるいは学生たちには積極的に海外の大学に留学してもらったりすることが重要です。さらには、外国からの留学生や、また教員の姿を、キャンパス内に数多く見かける大学にしていかななくてはならないとも考えています。

「比較文化学科」は、学生定員八〇名、教員数一〇名でスタートします。今まで本学は、「よい教員の育つ学問大学」として全国にその名を知られ、発展してきました。しかし、今後の就学人口の大幅な減少や、教員の需要の減少が本学にも厳しい現実をつきつけています。まさに「冬の時代」を迎えつつありますが、私たちは何としてもこれを乗り切らねばなりません。

教員養成という本学の伝統の火をたやすわけにはいきませんが、同時に今別に新しい方向が見い出せない、それは大学全体の衰退を意味します。「比較文化学科」が新たな本学の発展の芽となることを祈るとともに、市民の皆さんの応援をお願いする次第です。

高齢者能力開発情報センターを

ご利用ください

今年こそは豊富なキャリアを活用しようとお考えの高齢者の皆さん、情報センターにおいでください。

来所、ご不便の方はお電話でも結構です。

ご期待のお仕事が当面、無い場合でも、皆さんの希望と条件、特殊技能・資格・各種免許およびご家庭の事情や、健康状態をお尋ねしながら、できる限りの求人開拓をいたします。

私たちが皆さんの求職の相談をお受けする時、まず先に考えることは、通勤の手段や、送迎の有無、勤務時間、賃金および休日等がどのようなになっているかということです。

さらに求職者の皆さんが就職したい事業所等への問い合わせもいたします。

このような就職しようとする高齢者の方々のご希望や、ご事情にご理解をお持ちの事業主の皆さん、知識・経験・技能・資格および人間性豊かな高齢者を是非、雇用してくださいようお願いいたします。

高齢者（六十五歳以上）を当センターの紹介により雇用した場合、既に制定されている「山梨県高齢者雇用奨励金支給要綱」により一ヵ月につき一万円が十二ヵ月

支給されます。

このうえ、都留市在住の方が、都留市に所在する事業所（個人の家庭でも可）に雇用された場合「都留市高齢者雇用奨励金支給要綱」により、同じ期間、同じ金額が都留市より支給されます。

また、五十五歳～六十四歳までの高齢者の方が、当センターに手続きのうえ、公共職業安定所の紹介により雇用された場合、その事業主に対し、対象労働者一人につき賃金の三分の一（大企業四分の一）を一年間、労働省より助成されます。

このほか、厚生年金受給の件とか、医療介護・福祉とか、あるいは心身並びに精神障害者の職業訓練および生活相談、さらに母子家庭の母等の雇用相談も関係機関と連絡をとりながらお受けしています。

なお、六〇歳～六十四歳までの高齢者を多数雇用されている事業主の方々、「高齢者多数雇用奨励金」という制度があることを知っておられますか。これらの制度を活用し、現実的に高齢者の雇用の安定を図りながら、企業の発展を期することがこれからの高齢化社会を迎えるに当たり、事業主の社会的責任と考えます。

問合せ先 ☎(43)7220